

「障がい者虐待防止と 身体拘束適正化について」

由布市役所 福祉事務所

令和4年12月作成

【研修のねらい】

- 障がい者虐待および身体拘束適正化について理解を深める
- 障がい者虐待における、通報受理から事実確認までの流れについて理解する

この研修の位置づけ①

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

以下「障害者虐待防止法」

第4条（国及び地方公共団体の責務等）

・国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

この研修の位置づけ②

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

この研修の位置づけ③

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

①障害者虐待防止法

障害者虐待防止法

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



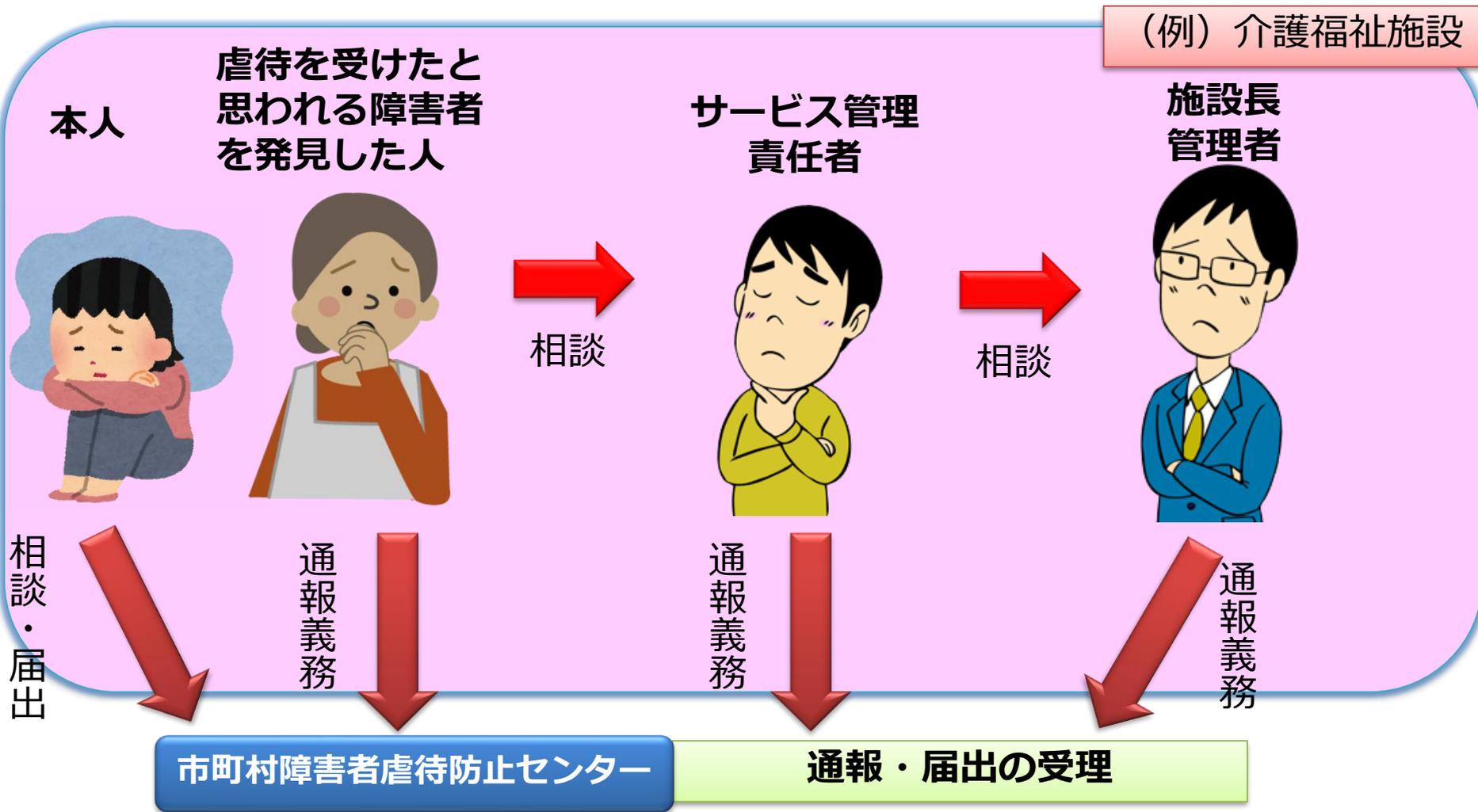
第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- ・ 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

市町村障害者虐待防止センター

第三十二条 **市町村は、**障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が**市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たす**ようにするものとする。

・市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。



②由布市における 虐待発生、発見時の対応の流れ

養護者による障害者虐待への対応

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者

養護者による虐待を受けた障害者

相談

通報

相談

届出

(1) 市町村等の障害者虐待対応窓口(市町村障害者虐待防止センター)
受付(受付記録の作成)

(直ちに召集)

(2) 対応方針の協議《コアメンバー》
(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認、訪問調査(安否確認)
・障害者の状況や事実関係の確認
* 必要に応じて都道府県に相談・報告

養護者による虐待が疑われる場合(速やかに召集)

(4) ケース会議の開催
《コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認)
・障害者の状況や事実関係の確認
* 市町村職員が実施(委託事業に含まれない)
* 警察署長への援助要請

ケース会議の開催
《コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チーム》

【緊急性の判断】

(6) 障害者の保護
・短期入所
・入院
・施設入所

やむを得ない事由による措置

初動期段階

対応段階

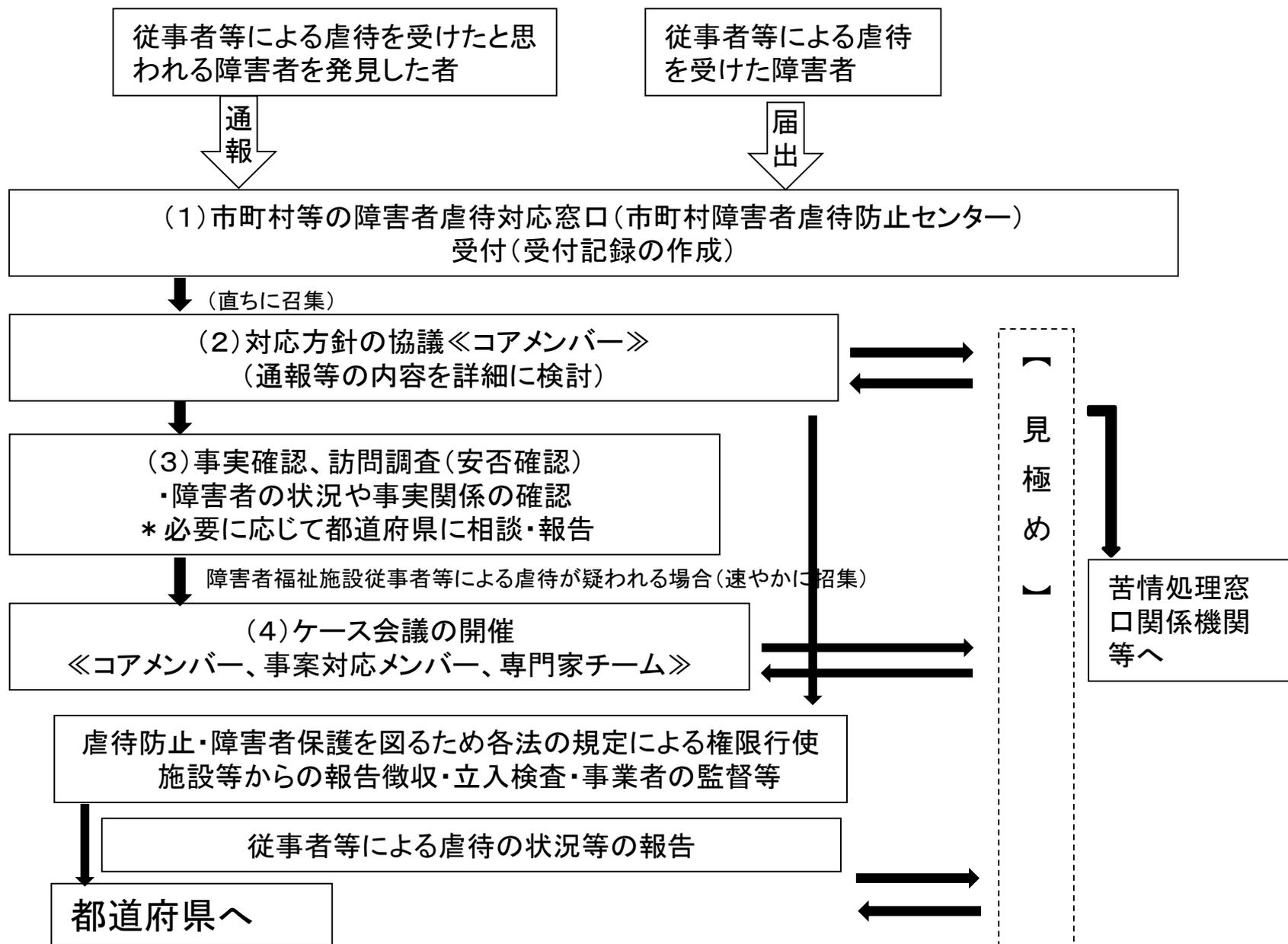
立入調査が必要と判断される状況の例

- 障害者の所在不明
- 障害者が拘束されている可能性
- 障害者の不自然な姿が確認されているにもかかわらず、養護者が拒否的
- 養護者の言動や精神状態が不安定
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にある

事実確認後の支援

- 成年後見制度利用開始の審判請求
- 養護者への支援
- 障害者への支援
- 障害者の保護(分離)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応



法の規定による権限の行使

(社会福祉法)

報告徴収、措置命令、事業制限・停止命令
許可取り消し

(障害者総合支援法)

施設からの報告徴収、勧告、措置命令、
指定取り消し

③障がい者虐待の状況

全国の状況

令和2年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省より令和2年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査結果が公表されました。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待 (参考)都道府県労働局の対応	
			虐待判断 件数	被虐待者数
市区町村等への 相談・通報件数	6,556件 (5,758件)	2,865件 (2,761件)	564件 (591件)	401件 (535件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,768件 (1,655件)	632件 (547件)	/	
被虐待者数	1,775人 (1,664人)	890人 (734人)		

(注1) 上記は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和3年8月27日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

全国の状況

令和2年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

参考表 被虐待者の障害種別人数と、施設従事者による虐待行為の類型別虐待の事実が認められた件数

	被虐待者数	虐待件数(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	890人	334件	102件	266件	47件	30件
身体障害	162人	84件	16件	62件	15件	8件
知的障害	637人	280件	85件	187件	33件	25件
精神障害(発達障害を除く)	173人	29件	21件	62件	12件	8件
発達障害	51人	22件	3件	25件	2件	0件
難病等	7人	5件	1件	3件	1件	1件
不明	14人	7件	2件	4件	1件	1件

※障害種別、虐待行為の類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

大分県の場合(養護者による虐待)

令和2年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	483	東京都	371	滋賀県	135	香川県	35
青森県	42	神奈川県	197	京都府	140	愛媛県	21
岩手県	39	新潟県	153	大阪府	1,404	高知県	20
宮城県	134	富山県	40	兵庫県	427	福岡県	153
秋田県	18	石川県	102	奈良県	38	佐賀県	30
山形県	30	福井県	36	和歌山県	40	長崎県	49
福島県	91	山梨県	39	鳥取県	26	熊本県	94
茨城県	64	長野県	104	島根県	40	大分県	56
栃木県	39	岐阜県	45	岡山県	114	宮崎県	58
群馬県	47	静岡県	99	広島県	109	鹿児島県	70
埼玉県	328	愛知県	475	山口県	33	沖縄県	103
千葉県	300	三重県	65	徳島県	20	合計	6,556

大分県の状況(福祉施設従事者による虐待)

令和2年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	108	東京都	307	滋賀県	61	香川県	46
青森県	33	神奈川県	171	京都府	57	愛媛県	14
岩手県	6	新潟県	28	大阪府	322	高知県	11
宮城県	56	富山県	18	兵庫県	126	福岡県	110
秋田県	27	石川県	17	奈良県	26	佐賀県	14
山形県	13	福井県	28	和歌山県	22	長崎県	38
福島県	17	山梨県	31	鳥取県	27	熊本県	44
茨城県	34	長野県	52	島根県	27	大分県	41
栃木県	40	岐阜県	30	岡山県	42	宮崎県	22
群馬県	53	静岡県	60	広島県	30	鹿児島県	58
埼玉県	123	愛知県	200	山口県	31	沖縄県	41
千葉県	134	三重県	52	徳島県	17	合計	2,865

④障がい者虐待発生の要因

法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で**15人の職員**が死亡した少年を含む**入所者23人に虐待していたことが判明した。**

入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある**入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ、外に出られないようにされていたと発表した。**

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、**虐待にあたる**と判断した。

県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、施錠された部屋の状況までは確認をしていなかったと説明した。

知的障害者施設で傷害 入所男性が重傷

起訴状によると、入所者の男性の腰付近を複数回蹴るなどして**6ヶ月の重傷を負わせた、とされる。**

検察側は冒頭陳述で、14年3月から生活支援員をしていた被告が「**口頭で注意するよりも暴力を振るったほうが手っ取り早い**」と考え、15年ごろから**言うことを聞かない入所者に平手打ちなどの暴力を振るっていたと主張した。**

全国の状況

令和2年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

表 4-33 虐待行為の類型別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	720 100.0%	434 60.3%	347 48.2%	343 47.6%	138 19.2%	148 20.6%
身体的虐待	377 100.0%	241 63.9%	223 59.2%	156 41.4%	68 18.0%	84 22.3%
性的虐待	112 100.0%	55 49.1%	42 37.5%	86 76.8%	19 17.0%	20 17.9%
心理的虐待	327 100.0%	200 61.2%	148 45.3%	151 46.2%	70 21.4%	62 19.0%
放棄・放置(ネグレクト)	82 100.0%	32 39.0%	25 30.5%	34 41.5%	19 23.2%	23 28.0%
経済的虐待	35 100.0%	14 40.0%	2 5.7%	23 65.7%	4 11.4%	4 11.4%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

⑤ 身体拘束の適正化について

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は**身体的虐待**に該当する行為とされています。

やむを得ず身体拘束を行うときの3要件

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

1. 施設全体で判断

担当のスタッフ個人、あるいはチームの数名だけで行わず、施設全体として判断することが重要です。

2. 利用者本人や家族に十分に説明

利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、身体拘束が必要な理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細かつ具体的に説明し、十分な理解が得られるように努めることが重要です。

3. 身体拘束の3要件に該当しなくなったらすぐに解除

4. 記録を残し、保存

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが義務づけられています。

(参考) 行動制限および身体拘束の様式例 (厚生労働省HPより)

(身体拘束に関する説明書・経過観察記録 (参考例))

(『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

- あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由							
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))							
拘束の時間帯及び時間							
特記すべき心身の状況							
拘束開始及び解除の予定	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>時から</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>時まで</td> </tr> </table>	月	日	時から	月	日	時まで
月	日	時から					
月	日	時まで					

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者 印
記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 印
(本人との続柄)

減算の取り扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算。
(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)

②から④については、令和5年4月から適用。

訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月から適用。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

⑥障がい者虐待防止と 身体拘束適正化に向けた対策

各種の研修会

■ 大分県

「大分県障がい者虐待防止・権利擁護研修」

■ 全国社会福祉協議会

「障害者虐待防止マネジャー研修会」

■ (独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

「強度行動障害支援者養成研修」

■ 国立障害者リハビリテーションセンター学院

「知的障害支援者専門研修会」など